

【陳情項目】

【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

長寿介護課**1、安心できる介護保障について****★(1)介護保険料・利用料について**

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

現在も介護保険料の減免は実施していますが、今後他市町村の状況も参考に研究してまいります。また、介護保険料は所得段階に応じた乗率で設定しており、岩倉市は国の設定した所得段階よりも細かく設定することで所得に応じた負担となるよう努めています。なお、平成30年度までは現在第1段階の人には国の制度による保険料軽減措置がとられていましたが、今年度から対象が第1段階から第3段階の人にまで拡充され、更なる保険料の軽減が図られています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

現在も介護利用料の低所得者への軽減は社会福祉法人等による利用者負担の軽減や、特定入所者介護サービス費の支給等で実施していますが、今後他市町村の状況も参考に研究してまいります。また、高額介護サービス費や高額医療・介護合算サービス費の支給によって、月額または年額で一定以上の負担を超えた利用者には負担の軽減を行っています。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】

介護保険利用の相談窓口では、介護保険担当の職員が対応しており必要な知識を持った職員と保健師を配置しております。また、介護保険の利用を希望されている人の状態や希望するサービス等の聞き取りを行い、要介護認定が必要な人が要介護認定申請につながるよう案内を行っています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】

訪問介護「生活支援」については、要介護状態区分に1月あたり決められた回数を超える利用がある場合には市町村に届け出る必要があります。これは回数を制限するのではなく、該当するプランを多職種によって検討することで、利用者にとってより適したサービス利用へつなぐための仕組みであり、必要なサービスであれば回数制限なく利用が可能です。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

特別養護老人ホームについては、平成 28 年 4 月に岩倉市内に 1 か所整備し、待機者の解消に努めています。小規模多機能施設等については、岩倉市の実情を勘案しつつ、他の地域密着型サービスを含めて整備の必要性を研究してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答】

特別養護老人ホームへの入所は原則要介護 3 以上とされていますが、個人の容態や事情により、要介護 1・2 でも在宅での介護が困難な人については入所できるよう意見を伝えています。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】

総合事業のサービス利用については、地域包括支援センターが適切に介護予防ケアマネジメントを行うことで、現行相当サービスや緩和した基準によるサービス等、利用者に必要なサービスが利用できるように調整します。「状態像」の押しつけや無理な「卒業」にはつながらないように、適切なアセスメントとサービス利用に努めます。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】

総合事業の利用状況を精査し、サービスを必要としている人が適切にサービス利用できるよう総合事業の確保に努めます。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】

社会福祉協議会や老人クラブ等からの助成もありますが、平成 29 年 4 月より住民主体による通所型サービス B を行うために高齢者サロン交流活動への補助金を設けています。

また、平成 28 年度から市民活動助成金を活用し、サロンの運営をしている団体もあり、助成の実施・拡充に努めています。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】

介護予防事業の主であるスクエアステップを市内一か所で行っていましたが、令和元年度よりもう一か所新しく開設し、現在2か所で行っています。また、令和元年10月からは新規事業として、シルバーリハビリ体操を行い、介護予防に繋げていきます。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修、福祉用具購入費については受領委任払い制度を実施しています。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】

愛知県が作成している「介護の魅力ガイドブック」の周知等を行うとともに、介護人材の確保について可能な方法を研究していきます。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【回答】

介護報酬処遇改善加算について、各事業所への周知や集団指導の場を活用し、加算の算定を促すよう努めます。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】

介護保険事業所については省令によって人員基準等が定められています。今後は他市町村の状況を参考に研究を進めてまいります。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

障害者控除の認定は、要支援2以上の人を対象としています。要支援1については今後の検討課題であると考えます。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

要支援2から要介護5の対象者へ「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付しています。今年度は令和2年1月下旬に発送を予定しています。

市民窓口課

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】

平成30年度からの制度改革により、保険税を引き下げるための繰入れは、計画的に解消・削減していくことが国の方針として示されていることから、保険税を引き下げるための繰入れは考えておりません。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】

子どもの均等割の減免については、全国知事会からの要望を受け、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会において議論がされているところであり、引き続き、動向を注視していきたいと考えています。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答】

現状として、市町村によって基準が様々な状況ですが、県単位化されたことから、県内の統一的な基準が望ましいと考えております。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

納付計画を守り、継続して分納している世帯には、被保険者証を交付しています。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】

短期保険証を交付する場合は、一律的な取扱いとはせず、対象となる被保険者と接触する機会を持ち、生活実態を把握したうえで判断しています。滞納者への差押えについては法令を遵守し、差押え禁止財産に対する差押えは実施していません。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

国の基準に沿った実施をしており、窓口チラシ、ホームページで周知を行っています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】

平成30年4月から、世帯主及び被保険者が全員が70歳以上の世帯については、申請は初回のみとし、2回目からは申請手続を簡素化しています。

税務課

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

当市では、従来から差押禁止財産に対する差し押えは実施していません。また滞納整理にあたっては、自主納付により完納に至ることができるよう相談に応じています。相談する中で減免制度等の基準に該当にする方につきましては、各種制度について案内し、納付方法の相談にも応じています。

福祉課

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

憲法第25条及び生活保護法(以下「法」という。)を順守し、生活保護が必要な方には必要な手続を踏み適正に生活保護を開始し、生活を援護しています。

また、法第2条には「この法律の定める要件を満たす限りこの法律による保護を無差別平等に受けることができる。」と規定しており、本市においても保護請求権を保障しています。申請時には、法第27条の2の規定に基づき必要な助言などを行いますが、県の指導により適切に行っています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】

ケースワーカーなど専門職を含む正規職員については、適正な配置に努めています。研修については、職員の資質向上のため「生活保護尾北ブロック研究会」に参加するなど、その充実を努め、就労支援員によるきめ細やかな就労支援やケースワーカーによる生活指導、支援を行っています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答】

ミスによる過誤払いが生じないように、適正な職員配置と職務の遂行に努めています。もし発生した場合にはご本人へ説明、理解を求めたうえで個々の状況や最低限度の生活保障を勘案しながら対応をしていきます。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】

制度に基づき適切に対応してまいります。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答】

平成30年7月1日を施行日として、一時扶助における家具什器費の見直しが行われ、冷房器具の購入に必要な費用の支給が認められていることから、対象者には適切に案内を行い、対応をしています。

市民窓口課

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、他市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】

県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、他市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えています。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】

精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者に対し、一般診療について助成対象としています。また、自立支援医療(精神通院)対象者についても、精神通院分を助成対象としています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答】

福祉医療制度については、県の補助制度を基本としており、新たに制度を創設すること

については、現在のところ考えておりません。

6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

福祉課

- ① 愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】

愛知県が昨年調査結果を公表した「愛知子ども調査」の結果を参考にしていきますので、岩倉市独自での調査は考えておりません。

子育て支援課

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】

本市においては、子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけ、母子父子自立支援員を2人配置してひとり親世帯等に対する支援を行っています。

自立支援給付金事業、日常生活支援事業についてもすでに実施しています。

学校教育課

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】

当市では、平成30年度に、これまで生活保護基準額の1.1倍であった基準を、1.2倍へ拡大しました。また、新入学児童生徒学用品費の入学前支給についても平成29年度から実施しており、入学前の2月に支給を行っています。

制度の周知については、年2回の広報紙への掲載、年度当初の全児童生徒への案内ちらしの配布、2月に開催する入学説明会における案内チラシの配布のほか、ホームページへの掲載や市内小中学校を通じて周知啓発に努めています。

福祉課

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】

学習支援の取組は平成27年度から始めており、学習の「場」だけでなく子どもの「居場所」となることも目的としています。「こども食堂」については、市内でも開設されています。今後は、「子ども食堂」と地域の関りを含め研究をしていきたいと思っております。

学校教育課

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】

学校給食費は、野菜などの食材や調味料に掛かる実費分になります。現在のところ、食材などの実費については保護者に負担していただくものと考えております。

全児童生徒に対する給食費の減額につきましては、現時点においては考えておりませんが、「多子世帯に対する支援」として、義務教育期間にある児童生徒を3人以上養育している世帯の保護者に対し、第3子以降の給食費の無償化を行っております。

子育て支援課

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答】

本市では、市内の学校法人や社会福祉法人の協力を得て私立の保育園や認定こども園等の整備を行ってきました。今年度も、3歳未満児の保育ニーズに対応するため新たに認可の小規模保育事業所を開設します。

保育士については、保育実習の受け入れを通じて養成校との繋がりを作ったり、ハローワークや無料求人サイトに求人情報を掲載したりするなどして確保に努めております。

② 無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答】

本市においては、認可外保育施設に対して年に1回指導監査を実施しておりますので、今後も引き続き、保育の実施状況を確認しながら事業者に対して情報提供や指導を行っていきます。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

本市においては、10月以降の公立保育園の給食の副食に係る費用(副食費)を月額4,500円とします。無償化以前の利用料負担を上回ることはありません。なお、副食費の免除については、国基準通りに実施します。

福祉課

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】

障害者が、地域で安心して生活できるよう社会資源を整備することは、重要なことと考えます。地域生活への移行を進めるため、適宜、事業所へ情報提供を行い(グループホーム等を実施するサービス事業所に参入を働きかけ)施設整備に向け支援に努めています。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】

必要だと判断された場合など個別の事情を勘案したうえで、認めている場合もあります。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】

原則として通学かつ長期の利用はできませんが、通学・通所・通勤の経路習得等訓練のための一時的な利用や介護者の急病などの際には限定的に利用できます。入所施設や院内なども原則的には、認めておりませんが一時帰宅や院内介助が必要だと判断された場合など個別の事情を勘案したうえで、認めている場合もあります。今後検討すべき課題として認識しています。また、他市の状況も研究していきます。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答】

入院中のヘルパー派遣については、障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から、重度障害者(障がい支援区分6)であって重度訪問介護を利用されている方については、引き続きヘルパーを利用することが可能になりました。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】

国の制度の中で対応します。低所得者に配慮した負担額は無償化で実施しております。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

介護保険の対象となる方には、制度を説明した上で利用申請をするようお願いしております。総合支援法第7条に基づき、原則介護保険法による介護給付を優先としますが、一律に介護保険を優先的に利用するものとはしておりません。ケアプランに基づき不足分を障害福祉サービスで利用をしたり、また介護保険にはない障害独自のサービスの利用を希望する場合や、障害の特性により介護保険施設の利用ができない場合など、個人の状況を勘案して障害福祉サービスの継続利用を認めるなどの対応を行っております。

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】

介護保険適用以前より障害福祉サービスの提供を受けていて、介護保険申請後非該当となった者については、引き続き障害福祉サービスを支給致します。要介護認定が非該当になったという理由で、支給量を減らすことはありません。

障害福祉サービスは、個々の障害者に合わせて自立した生活等できるように支給決定を行っております。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答】

市の広報及び窓口にて周知を図ってまいります。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

夜勤職員体制の充実を図ることは、重要なことと考えます。国への要望等については、今後の動向を注視しながら適切に対処していきます。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

障害者福祉サービスの社会的理解を図ることは、重要なことと考えます。国への要望等については、今後の動向を見ながら検討していきます。(報酬単価:国の社会保障政策に関すること)

福祉教育の重要さは認識しており、市では地域福祉の機運の醸成を図るため地域福祉計画を策定中。策定後は、社会福祉協議会や学校と連携することにより福祉教育の推進を充実させていきたいと考えております。報酬単価に対する要望については、近隣市町との意見交換を通じ必要に応じて検討します。また、報酬単価に関する独自の補助は予定しておりません。

健康課

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

任意予防接種の公費負担については、近隣市町の状況を見ながら今後の課題とさせていただきます。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、接種費用のうち 2,500 円を自己負担していただいています。なお、市民税非課税世帯等の人については、全額市が助成し、無料で接種しています。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づいて実施する定期接種で、1回の接種と定められていますので、現在のところ2回目を任意で接種される方の助成はしていません。

今後、他市町の状況も参考にして研究してまいります。

高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種については、今年度から自己負担額を引き下げて実施しています。

健康課

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】

産婦健診は1回分を公費で負担しています。

産婦健診の回数については、厚生労働省児童家庭局長通知「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」に基づき、産褥の後期に受けると望ましい基準回数として助成しております。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

妊産婦歯科健診として、妊娠中または産後1年までの間に受診できる歯科健診1回分を公費で負担しています。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

保健センター(健康課)には、常勤の歯科衛生士が1名配置されています。また、必要に応じて、常勤以外に複数の歯科衛生士を配置し事業を実施しています。

現在のところ、歯科衛生士を常勤で複数配置することは考えておりません。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

市民窓口課

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【回答】

国の動向を見守りたいと考えています。

市民窓口課

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【回答】

意見書・要望書を提出することは考えていません。

市民窓口課

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】

意見書・要望書を提出することは考えていません。

長寿介護課

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】

国庫負担については増額を望んでいますので、国に対しては機会があれば要望していきます。軽度者については、サービスの低下にならないように努めていきたいと考えます。

安定雇用のための処遇改善には、市独自では困難な部分もありますので、国による適正な介護報酬設定や雇用主による取組が必要であると考えています。

市民窓口課

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

福祉課

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点为国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【回答】

障害者が、地域で安心して生活できるよう社会資源を整備することは、重要なことと考えます。地域生活支援拠点に関しましては、社会資源の拡充に向け市内の事業所に働きかけを行いながら進めています。

報酬単価を引き上げについては、国に要望をしております。

市民窓口課

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

本市においては、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者を対象として自己負担の全額助成、自立支援医療(精神通院)対象者については精神通院分の自己負担の全額助成を市単独事業で実施しております。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

本市においては、ひとり暮らし老人の認定を受けた市民税非課税世帯に属す税法上の被扶養者になっていない人を対象として、自己負担の全額助成を市単独事業で実施しております。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】

意見書・要望書を提出することは考えていません。

以上